

## 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 令和5年人事院勧告の概要（関係分）

## (1) 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差（0.96%）を解消するため、初任給を高卒約8%、大卒約6%引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② 民間の支給状況等を踏まえて、ボーナスを0.10月分引上げ、年間4.40月分を4.50月分とする

## (2) 給与改定の内容

## ① 月例給

## ア 行政職俸給表(一)

平均改定率：全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%]

## イ その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定

## ② ボーナス（期末・勤勉手当）

ア 一般の職員 年間4.40月分 → 4.50月分

イ 定年前再任用短時間勤務職員 年間2.30月分 → 2.35月分

ウ 指定職俸給表適用職員 年間3.30月分 → 3.40月分 ※特別職の期末手当の支給率に反映

エ 任期付研究員 年間3.30月分 → 3.40月分

オ 特定任期付職員 年間3.30月分 → 3.40月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月（支給済）	1.25月（現行1.20月）
	勤勉手当	1.00月（支給済）	1.05月（現行1.00月）
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月

## ③ 実施時期

- ・月例給：令和5年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 2 条例の主な改正内容

条例名	条項	主な改正内容
(1) 飯田市職員の給与に関する条例	第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う災害派遣手当に係る所要の改正</li> <li>・令和5年度12月期の期末勤勉手当の支給割合の改定            一般の職員 期末125/100・勤勉105/100            特定管理職員 期末105/100・勤勉125/100            定年前再任用職員（一般） 期末70/100・勤勉50/100            定年前再任用職員（特定管理） 期末60/100・勤勉60/100</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例（人事院規則9-129）の改正に準じた感染症作業手当の特例の改正</li> <li>・給料表の改定</li> </ul>
	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度以降の期末勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 一般の職員 期末125.5/100・勤勉102.5/100 特定管理職員 期末102.5/100・勤勉122.5/100 定年前再任用職員（一般） 期末68.75/100・勤勉48.75/100 定年前再任用職員（特定管理） 期末58.75/100・勤勉58.75/100</li> </ul>
(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100</li> </ul>
	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 170/100</li> </ul>
(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100</li> </ul>
	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 170/100</li> </ul>
(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表の改定</li> <li>・令和5年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100</li> </ul>
	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 170/100</li> </ul>
(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定任期付職員に適用する給料表の改定</li> <li>・特定任期付職員に適用する令和5年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100</li> </ul>
	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定任期付職員に適用する令和6年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 170/100</li> </ul>
(6) 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の給与条例の規定を令和5年10月1日から適用する</li> </ul>
	附則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する</li> <li>・第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は令和6年4月1日から施行する</li> </ul>